

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成29年1月に実施した平成28年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成29年2月14日

|         |   |   |       |   |
|---------|---|---|-------|---|
| 山形県監査委員 | 森 | 田 |       |   |
| 山形県監査委員 | 広 | 谷 | 五郎左エ門 |   |
| 山形県監査委員 | 会 | 田 | 稔     | 夫 |
| 山形県監査委員 | 加 | 藤 |       | 香 |

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関 21 箇所について、次のとおり実施した。

| 監査対象機関                    | 実施年月日      | 担当監査委員 |      |
|---------------------------|------------|--------|------|
| 米 沢 工 業 高 等 学 校           | 平成29年1月16日 | 広谷委員   | 会田委員 |
| 米 沢 商 業 高 等 学 校           | 平成29年1月16日 | 広谷委員   | 会田委員 |
| 工 業 技 術 セ ン タ ー 置 賜 試 験 場 | 平成29年1月16日 | 広谷委員   | 会田委員 |
| 荒 砥 高 等 学 校               | 平成29年1月16日 | 森田委員   | 加藤委員 |
| 山 形 盲 学 校                 | 平成29年1月16日 | 森田委員   | 加藤委員 |
| ゆ き わ り 養 護 学 校           | 平成29年1月16日 | 森田委員   | 加藤委員 |
| 東 桜 学 館 中 学 校             | 平成29年1月19日 | 広谷委員   | 会田委員 |
| 東 桜 学 館 高 等 学 校           | 平成29年1月19日 | 広谷委員   | 会田委員 |
| 山 形 空 港 事 務 所             | 平成29年1月19日 | 広谷委員   | 会田委員 |
| 谷 地 高 等 学 校               | 平成29年1月19日 | 広谷委員   | 会田委員 |
| 寒 河 江 警 察 署               | 平成29年1月19日 | 広谷委員   | 会田委員 |
| 飯 豊 少 年 自 然 の 家           | 平成29年1月19日 | 森田委員   | 加藤委員 |
| 長 井 高 等 学 校               | 平成29年1月19日 | 森田委員   | 加藤委員 |
| 長 井 警 察 署                 | 平成29年1月19日 | 森田委員   | 加藤委員 |
| 高 畠 高 等 学 校               | 平成29年1月20日 | 広谷委員   | 会田委員 |
| 置 賜 農 業 高 等 学 校           | 平成29年1月20日 | 広谷委員   | 会田委員 |
| 置 賜 教 育 事 務 所             | 平成29年1月20日 | 広谷委員   | 会田委員 |
| 楯 岡 特 別 支 援 学 校           | 平成29年1月20日 | 森田委員   | 加藤委員 |
| 環 境 科 学 研 究 セ ン タ ー       | 平成29年1月20日 | 森田委員   | 加藤委員 |
| 村 山 警 察 署                 | 平成29年1月20日 | 森田委員   | 加藤委員 |
| 村 山 産 業 高 等 学 校           | 平成29年1月20日 | 森田委員   | 加藤委員 |

第2 監査結果

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 東桜学館高等学校

(イ) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

旅費支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から3箇月を超えて遅延しているものが相当数あるもの

3箇月超 78件

ロ 置賜農業高等学校

(イ) 公金等の管理事務が適正に処理されていないものがある。

(内容)

学校徴収金等について、生徒に返金すべき徴収金及び業者に支払うべき代金が適正に処理されていないもの 1件

平成28年3月卒業生(平成25年度入学生)に係る学校徴収金等 732,273円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 事務事業

(イ) 公金等の管理が適切でないものがある。(山形空港事務所)

ロ 支出

(イ) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないものがある。(東桜学館高等学校)

(ロ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を履行の完了確認又は検査を完了した日から2箇月を超えてしていないものがある。(置賜農業高等学校、山形空港事務所、山形盲学校)

(ハ) 旅費支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から2箇月を超えて遅延しているものが相当数あるものがある。(米沢工業高等学校、村山産業高等学校)

(ニ) 期末手当等の諸手当について、期間率の算定を誤ったこと等により追給又は返納を要する5万円以上のものがある。(山形盲学校)

ハ 契約

(イ) 物品の購入について、一括発注し競争入札に付すべきところ、正当な理由がないままに1件160万円以下に分割し随意契約により発注しているもの等がある。(東桜学館高等学校)

ニ 財産

(イ) 総務部長の承認を受けずに、物品の貸付け等を行っているものがある。(長井高等学校)